令和 年 月 日

保護者 様

備前市立日生中学校 校 長 小野田 晋

出席停止について

本	日、	お子様	きが						にかか	られた	と、	連絡を	受けま	した。	
この原	彭染	症は、	学校保	:健安全	法第1	9条の	規定によ	こり、	次のと:	おり出	席停	止の取	り扱い	をいけ	こし
ます。		この期	間は、	欠席扱	いにな	りませ	んので、	治療	に専念	してく	ださ	い。			
なこ	お、	感染症	ぎが治っ	て登校	ですると	きは、	医師の診	沙断を	受け、	別添え	の証	明書を	学校へ	ご提出	出く
ださい	ر ۱ _°	(治癒	正明書為	ぶ有料の	の医療権	幾関がる	あります。	、その	場合は	、医餇	所に再	登校の	確認を	こして、	保
雑者の	カキ	で証明	書に記	ストマ	学校	へ提出	!! てくた	ニオレ	,)						

記

〇出席停止者 年 組 番 氏名

感染症の予防について

- ◎ 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校教育が円滑に実施され成果をあげるためには、 学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防も その一つであり、保護者の方にぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ◎ 校長は、児童・生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、又はかかるおそれのあるときは、出席を停止させることができるようになっています(学校保健安全法第19条)。
- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が
第1種	SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予
	防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)
	(法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症も第1種とみなす。)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結
歩∠性	膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第2番	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急
第3種 	性出血性結膜炎その他の感染症

※ 平成27年4月1日改定

※ その他の感染症については、感染症の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、だいたい基準が決められておりますが、病状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて、元気になって登校するようご留意ください。なお、感染症の感染を防止するために、出席停止の期間中は、友達等との接触を避けてください。